

建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため
実効ある法整備を求める意見書

死者26人、行方不明者1人を出した2021年7月の静岡県熱海市の大規模土石流被害について、静岡県は、崩落した盛土に関して、実態として建設残土が捨てられた残土処理場だったとの見解を示している。

国土交通省によれば、建設発生土の発生量は年間約2億9,000万立方メートルと公表されている。この建設発生土の処理に関しては、全国一律の法規制がないことが大きな課題となっており、地方自治体も条例等で対応しているものの、規制が弱い自治体へ都道府県境を越えて建設発生土が捨てられ、また罰則が軽い等、実効性が十分確保できていないことが指摘されている。

全国知事会は、熱海市の大規模土石流被害を受け、建設残土の処理について、法制化による全国統一の基準規制を早急に設けることを要望している。また、近畿ブロック知事会も2020年3月に「建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備についての提言」をまとめ、建設発生土の発生から埋立て等の一連の流れにおいて、適正処理を推進するためには、全国一律に適用される最低限度の基準が不可欠として、法整備を求めている。同提言では法整備の内容について、①建設発生土の処理計画を作成・提出させるなど発生者責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みの構築、②建設発生土の搬入・埋立て等の行為を許可制とし、安全確保のための許可基準を設けること、③抑止力のある罰則、④自治体による抑止効果を高めるための上乗せ規制の規定を設けることなど、具体的に提起されている。

NHKの調査では、盛土が崩落する被害は、この24年間に確認できただけで16の府県で合わせて44件起きていたと報道されており、大雨や地震などによって盛土による被害が各地で繰り返されている深刻な実態がある。

よって、国におかれては、国民の生命と財産を守るために、建設残土の適正処理を進め、危険な盛土を規制するための実効ある法整備を速やかに進めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

} 様